

# 公益社団法人 兵庫県臨床検査技師会

## 役員候補者選出規程

平成 23 年 9 月 26 日制定

### 第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人兵庫県臨床検査技師会 (以下、「この法人」という。) 定款第 21 条の規定に基づき、役員候補者の選出に関する事項を定める。

### 第 2 章 役 員

(役員を選任手続き)

第 2 条 役員の定数は、理事 10 名以上 20 名以内、監事 2 名以内とする。

2 理事及び監事は、総会で選任する。ただし、役員候補者選出委員会は、第 4 章の定めに従い選出した候補者を総会に提案するものとする。

### 第 3 章 役員候補者の選出

(委員会)

第 3 条 役員候補者を選出する機関として、役員候補者選出委員会 (以下、「選出委員会」という。) を置く。

2 選出委員会は、各地区 1 名の選出委員で構成し、選出委員は理事会において承認する。

3 選出委員会の委員長 (以下、「選出委員長」という。) は選出委員の互選による。

(理事及び監事の選出)

第 4 条 各地区の選出委員は、理事候補者を別表に従い推薦し、役員改選期にあたる定期総会の 1 ヶ月前までに、推薦理事候補者名簿を選出委員長に提出しなければならない。

2 選出委員会は、第 4 章に定める会長候補者選挙に当選した者を会長候補の理事候補者 (以下、「会長候補者」という。) として選出するものとする。

3 選出委員会は、会長候補者が推薦する理事候補者 (以下、「会長推薦理事候補者」という。) 5 名以内を選出するものとする。

4 監事候補者 2 名以内は、理事会が推薦するものを選出するものとする。

5 選出委員会は、定期総会の 1 ヶ月前までに役員候補者名簿を会長に提出しなければならない。

(役員候補者名簿)

第 5 条 選出委員長は、すべての役員候補者を選出後、速やかに書面又は電磁的方法により、役員候補者名簿を告示するものとする。

(守秘)

第6条 選出委員は、会議で知り得た重要事項を、退任後においてもみだりに外部へ漏らしてはならない。

(補則)

第7条 選出委員は役員候補者になれないものとする。

## 第4章 会長候補者選挙

(会長候補者の推薦)

第8条 本章に定める会長候補者選挙(以下、「選挙」という。)に立候補し、当選した者を、会長候補者とする。

2 前項の選挙への立候補がない時及びその他選挙が成立しない時は、選出委員会が会長候補者に適した者を会長候補者として選出する。

3 選出委員長は、第1項の選挙の結果又は第2項の被選出者を総会に報告しなければならない。

(選挙管理)

第9条 選挙に関する管理及び事務は、選出委員会が行う。

(選出委員会の業務)

第10条 選出委員会は、選挙に係る以下の業務を行う。

- 一 選挙の告示
- 二 立候補届けの受付、資格審査及び公示
- 三 投票及び開票の管理
- 四 投票の有効及び無効の判定
- 五 当選の確認及び公示
- 六 その他、選挙に必要な事項

2 前項三号に係る業務は、事務局に代行させることができる。

(用語の定義)

第11条 この規程で用いる主な用語の定義は、以下のとおりとする。

- 一 立候補者とは、会長候補者として推薦を得るべく立候補した、選出委員会が認めた被選挙権者をいう。
- 二 選挙期間とは、選挙告示のあった日から当選者が決定した日までをいう。

(選挙人)

第12条 選挙における有権者は、この法人に3ヶ月以上在籍する正会員とし、在籍の基準とする日は選出委員会で定めるものとする。

(選挙人名簿)

第13条 選出委員会は、前条に定める選挙人を確認するため、選挙人名簿を備えなければならない。

2 この法人の事務所に選挙人名簿を備え、電磁的方法等の手段も用いて閲覧者の便宜をはからなければならない。

3 正会員は、選挙人名簿を定められた期間内に閲覧することができる。

4 選挙人名簿の閲覧期間は、選挙期間内の立候補受付開始日前に、少なくとも10日以上おかなければならない。

(立候補資格者)

第14条 立候補資格者は次の各号のいずれも満たした者とする。

- 一 正会員の在籍期間が、入会日から立候補締切日まで継続10年以上であること。
- 二 この会の役職経験者であること。

(立候補の届出・取消)

第15条 立候補しようとする者は、別に定める様式により、地区の選出委員を經由して選出委員会に届け出なければならない。

2 立候補を取り消すときは、立候補届出期間内に理由書を添えて、選出委員会に届け出なければならない。

(選挙の告示・期日)

第16条 選挙告示は、次の各号を明示し、投票開始日2ヶ月前までに行わなければならない。

- 一 会長候補者の選出に関する選挙であること
- 二 立候補受付期間
- 三 投票開始日
- 四 投票受付期間
- 五 開票日
- 六 選挙人名簿閲覧期間
- 七 その他必要事項

(選挙公報)

第17条 選挙公報は、別に定める様式により、次の事項を明示して立候補受付日から投票開始日までの間に行わなければならない。

- 一 候補者の氏名、略歴及び立候補趣旨
- 二 その他、必要事項

(選挙広報の方法)

第18条 選挙の告示、公報及び投票用紙の配付その他選挙に関する広報は、この法人の会誌及びホームページ等を通じて行うものとする。

(投票)

第19条 投票は1人1票とする。

- 2 選挙人は、指定された方法で投票しなければならない。
- 3 投票用紙の送付先は、この法人の事務所(選出委員会宛)とする。

(開票)

第20条 開票所は、この会の事務所若しくは選出委員会が指定する場所とする。

- 2 開票は開票立会者の立ち会いのもとに選出委員が行うものとする。
- 3 開票作業は、原則として開票日1日で行うものとする。
- 4 第2項に規定する開票立会者は各立候補者が選挙人の中から1名指名するものとする。
- 5 開票立会者は、開票に異議がある場合には、委員長に申し立てができる。

(無効票の判定等)

第21条 以下の各号の一に該当する投票は無効とする。

- 一 正規の投票用紙を用いていないもの。

- 二 候補者以外の氏名を記入したもの。
- 三 候補者の氏名の判読できないもの。
- 四 選挙人の会員番号、氏名の記載がないもの。
- 五 前各号に該当しないものは、選出委員会で定める。

2 同姓の候補者があり、姓のみが記入されている場合は、当該得票数による案分比例により配分する。  
(選挙の成立)

第 22 条 有効投票数は、投票総数の過半数がなくてはならない。  
(当選者の決定)

第 23 条 会長候補者のうち、最高得票者を会長候補者の被推薦者として当選したものとする。

- 2 得票数が同数のときは、選出委員会の立ち会いのもとに抽選で当選者を決定する。
- 3 選出委員会は、当該当選者を選出委員会の会長候補者として選出するものとする。

(当選者の告示)

第 24 条 選出委員会は、当選者が決定したときは速やかにその旨を本人及びこの会の会長に通知するとともに、氏名並びにその得票数を告示しなくてはならない。

(当選者の辞退)

第 25 条 当選者は相当の理由がなければ、当選決定を辞退することはできない。

(異議申し立て)

第 26 条 当選者以外の候補者は、この選挙に異議のある場合、当選者の告示日から 5 日以内にその旨を、書面をもって選出委員会に申し立てることができる。

(選挙運動)

第 27 条 選挙運動は、選挙の告示のあった日から投票開始日の前日までとする。

- 2 選出委員会は、不適当な選挙運動と認めた場合は、これに対して警告することができる。

(無投票当選)

第 28 条 立候補者が 1 名のときは、選出委員会の議決を経てこれを無投票による当選者とする。

(記録及び保管)

第 29 条 選挙に関する記録は、選出委員会がこれを作成し、保管しなければならない。

(補則)

第 30 条 選挙事務取扱細則は別に定める。

(附則)

- 1 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。
- 2 この規程は、平成 23 年 9 月 26 日から施行する。
- 3 この規程の施行後最初の役員候補者選出委員には、施行日前日における役員推薦委員会委員及び選挙管理委員会委員が就任し、その任期は、この規程施行後、平成 24 年度定時総会の終結の時までとする。
- 4 この法人の移行登記までの間、第 1 条に「公益社団法人」とあるのは「社団法人」と、「定款第 22 条」とあるのは「定款第 11 条」と、第 21 条 1 項 (1)「理事 10 名以上 20 名以内」とあるのは第 11 条 1 項 (3)「理事 20 名以上 25 名以内」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 5 役員選挙規程 (平成 18 年 4 月 4 日制定) は、この規程の施行をもって廃止する。

別表

地区が推薦する理事候補者の数

地区名	会員比率 (%)	理事候補数 (名)
神戸地区	41	5
阪神地区	22	3
丹但地区	4	1
東播地区	17	3
西播地区	16	2
合計	100%	14名

会長候補者1名、会長候補者推薦理事5名以内